地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の展開方向（集約版）

○現状程度の整備水準では、森林による二酸化炭素吸収目標3．9%を大幅に下回る見込み

（H10－H14年の実績に基づく見込みは3．1%程度）

○必要な追加的対策を講じ、第2ステップで森林吸収源対策を強力に推進

○森林吸収源対策の推進に当たっては、コスト縮減等を図りつつ、一般財源確保に努めるとともに、環境税（仮称）を創設し、その税収の使途に森林吸収源対策を位置づけることについて環境省と連携を図りつつ対応

	これまでの取組 森林吸収源10カ年対策第1ステップ（H15．16年度）	取り組むべき課題	今後の展開方向 森林吸収源10カ年対策第2ステップ（H17～H19年度）
健全な森林の整備	○「森林吸収源対策推進プラン」の策定 ○緊急間伐5カ年対策の推進（～H16年度） ○長期育成循環施業の推進 ○緑の雇用担い手育成対策事業の創設 ○H16森林法改正による施業の確保（要間伐森林制度の改善）　等 ・重点区域の取組プラン策定　全国477箇所（H15年度） ・緊急間伐目標の達成30万ha/年（従来の1．5倍） ・緑の雇用研修生　約2．400人規模/年（H15年度）	○採算性の悪化や所有者の意欲の低下などから、依然間伐の必要な森林が多く存在（6～7齢級の人工林の4割は間伐が10年間未実施） ○間伐材の利用率の向上（現状では4～5割程度） ○森林・林業基本計画の目標（H22年度140万ha、年平均50千ha）達成に向けた複層林等の取組の推進 ○造林未済地25,000ha（平成14年度末） ○緑の雇用による研修生等の定着化 ○森林整備の担い手としての森林組合の機能・体制強化　等	＜新たな間伐等推進総合対策と造林未済地解消対策の推進＞ ○間伐遅れの森林を集中的に解消するため、次の事項を踏まえた間伐等の次期対策を推進 ・市町村が森林所有者との間で協定等を締結し実施する団地間伐の強化等と、団地間伐を推進する地域における路網・高性能林業機械の整備等を重点的に実施 ・高齢級林分の健全性を確保するため長伐期林・複層林への誘導 ・量的拡大が見込まれる用途に特化した効果的な間伐材の製品開発を推進 ○造林未済地の更新状況の調査及び的確な更新方法の分析等を行い、造林未済地の解消に向けた取組を積極的に推進 ＜担い手の定着と山村再生の推進＞ ○緑の雇用対策等により、担い手の確保・育成を図るとともに、緑の雇用による研修生等の定住を促進するため、森林セラピーなど森林資源を活かした新たな産業の創出による所得機会を確保 ＜施業・経営の集約化の推進のための森林組合改革の促進＞　等
木材・木質バイオマス利用の推進	○大規模需要者への地域材安定供給のための新流通・加工システムの構築に着手 ○木質バイオマスエネルギー利用施設の整備　等 ・地域材の流通・加工システムの構築（全国5地域で着手） ・木質資源利用ボイラー施設 157基（H11年度）→324基（H15年度）	○森林・林業基本計画の目標（H22年　25百万m3）達成に向けた地域材利用の一層の拡大 （現状：約17百万m3（H15年見込み）） ○新流通・加工システムの確立、川上・川下が連携した地域材住宅の推進、木質バイオマスの利用拡大　等	効率的な団地間伐の促進、生産と流通・加工の結びつきの強化等による川上と川下が一体となった森林資源循環システムの確立 ＜新たな消費者対策等による木材・木質バイオマス利用の推進＞ ○実需に直結する「攻め」の消費者対策を推進 ・企業の調達部門を対象としたセミナー活動やエコ消費活動グループと連携した消費者への働きかけの実施 ・学校教育、社会教育等における木材教育の充実とそのためのネットワークの構築 ・地域材利用による森林整備への貢献度が把握できるシステムの構築とこれを活用した消費者への訴求 ○ITを活用した流通の新しい仕組みの設計など消費者の視点を重視した生産流通の合理化を推進 ○林地残材、製材工場残材等の木質バイオマスをエネルギー利用するなど低質材・木質バイオマス利用を推進　等
保安林等の適切な管理・保全等の推進	○保安林整備計画に基づく保安林の計画的な指定 ○H16森林法改正による機能低下した保安林の整備の推進（特定保安林制度の恒久化） ○荒廃した保安林における治山施設の整備　等 ○保安林の面積905万ha（H13年度）→1,019万ha（H15年度） ○水土保全機能等の低下した保安林等を保全した面積163千ha（H13～H15年度の見込み）	○第1約束期間（2008年～2012年）に向け、保安林の計画的な指定（目標：H30年度末1，245万ha）と天然生林を含む全ての保安林の保全・管理体制の整備・推進 ○奥地保安林などにおける荒廃地等の整備・保全対策の推進　等	＜保安林の計画的な指定と効率的な管理＞ ○全国森林計画に基づき、保安林を計画的かつ着実に指定するとともに、効率的な保安林管理手法の導入を推進 ＜いのちと水を守る緑の緊急保全対策＞ ○国土の保全や水源のかん養等を図るため、山地災害の発生の危険性の高い箇所等で治山施設の整備等の重点的・効率的な推進 ＜奥地保安林等における森林の保全＞ ○奥地保安林において針広混交林等荒廃森林の再生のための森林整備と治山施設の整備を緊急かつ一体的に実施　等
国民参加の森林づくり等の推進	○H16森林法改正による多様な主体の参加による里山林等の整備・保全・利用の促進 ○森林ボランティア指導者の育成、地域ネットワークの構築、活動フィールドの拡大 ○森の子くらぶ活動の受入体制の整備　等 ○森林ボランティア団体数 277団体（H9年度）→1，165団体（H15年度） ○森の子くらぶ活動参加者数 18万人（H12年度）→29万人（H15年度）	○地球温暖化防止の森林づくりへの支援意識の一層の醸成 ○環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律を踏まえた森林環境教育の取組の強化 （森の子くらぶ活動参加者数 ：目標36万人（H17年度））　等	＜森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識の醸成＞ ○森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識の醸成を一層図るため．ボランティア団体をはじめ企業、学校などより広範な主体による森林づくり活動への参加を促進 ○森林ボランティア活動の定着を図るため、森林ボランティアの技術の向上や安全体制の整備等を推進 ＜森林環境教育の推進＞ ○森林環境教育の一層の推進を図るため、関係者のネットワーク化．体験学習における安全性の向上策を推進　等
吸収量の報告・検証体制の強化	○森林吸収量報告・検証体制緊急整備対策に着手（H15～H18年度） ○国有林及び都道府県への森林GISの導入の推進　等 ○森林GISの導入都道府県　34都道府県	○平成18年末までに、国際ルールや既存の国内制度と調和した森林経営によるCO2の算定・報告手法の確立、森林GISの導入　等	○森林吸収量報告・検証体制緊急整備対策の計画的な推進　等